令和5年3月第1回八街市議会定例会会議録(第1号)

.....

- 1. 開議 令和5年2月15日 午前10時00分
- 1. 出席議員は次のとおり
 - 1番 木 村 由希子
 - 2番 小 山 昌 広
 - 3番 栗 林 澄 惠
 - 4番 木 内 文 雄
 - 5番 新 見 準
 - 6番 小川喜敬
 - 7番 山 田 雅 士
 - 8番 小 澤 孝 延
 - 9番角麻子
 - 10番 小 菅 耕 二
 - 11番 木 村 利 晴
 - 12番 石 井 孝 昭
 - 13番 林 修 三
 - 14番 山 口 孝 弘
 - 15番 小 高 良 則
 - 16番 加 藤 弘
 - 17番 京 増 藤 江
 - 18番 丸 山 わき子
 - 19番 林 政 男
 - 20番 鈴 木 広 美

1. 欠席議員は次のとおり

なし

.....

- 1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり ○市長部局
- 議案説明者

市 長 北 村 新 司 市 長 大木俊行 副 片岡和久 総 務 部 長 市 民 長 中込正美 部 福 祉 長 吉田正明

健康子ども部長 井口安弘 経済環境部長 相川幸法 建 設 部 長 市川明男 渡邉洋一 会 計 管 理 者 財 政 課 長 和田暢祥 水 道 課 長 古西弘一

• 連 絡 員

 秘書広報課長
 田中和彦

 総務課長
 湯浅孝史

.....

- ○教育委員会
- 議案説明者

 教
 育
 長
 加曽利
 佳
 信

 教
 育
 部
 長
 土
 屋
 武
 志

.....

- ○農業委員会
- 議案説明者

農業委員会事務局長 小川正一

.....

- ○監査委員
- 議案説明者

監查委員事務局長 柿 沼 典 夫

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

 事 務 局 長 梅 澤 孝 行

 副 主 幹 佐 藤 竜 一

 主 査 嘉 瀨 順 子

 主 安 見 里 香

.....

- 1. 会議事件は次のとおり
 - ○議事日程(第1号)

令和5年2月15日(水)午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程

諮問第1号

議案第1号から議案第15号

提案理由の説明

諮問第1号

質疑省略、委員会付託省略、討論省略、採決

日程第4 予算審査特別委員会の設置及び付託

議案第10号

日程第5 発議案の上程

発議案第1号

委員会付託省略、質疑、討論、採決

日程第6 休会の件

〇議長(鈴木広美君)

ただいまから令和5年3月第1回八街市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は20名です。したがって、この定例会は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告いたします。

最初に、令和5年1月31日付で、会派、未来改革やちまたより、会派規程第8条により会派解散届が提出されました。この会派の解散に伴い、八街市議会議会運営委員会規定第3条第2項の規定により、新見準議員は議会運営委員会委員及び議会改革特別委員会委員を、木村由希子議員は広聴広報特別委員会委員をそれぞれ辞任となりました。

次に、地方自治法第121条の規定に基づく出席者は配付のとおりです。

次に、2月3日までに受理した陳情3件につきましては、その写しを配付しておきました。 次に、監査委員から、12月予算執行分に係る例月出納検査報告書が提出されましたので、 その写しを配付しておきました。

次に、地方自治法第104条の規定により、議会の代表として出席した会議等は配付のとおりです。

以上で報告を終わります。

傍聴の方に申し上げます。傍聴人は傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明または騒ぎ立てることは禁止されております。なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

それでは日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第88条の規定に基づき、山口孝弘議員、林修三議員を 指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

この件については議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

〇山口孝弘君

令和5年3月定例会の会期等を協議するため、去る2月7日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について、ご報告いたします。

3月定例会に上程される案件は、諮問1件、議案15件、発議案1件であります。

次に、一般質問の通告が代表5人、個人11人からありました。

以上の案件を審議するため、3月定例会は、お手元に配付してあります会期表のとおり、会期を本日から3月16日までの30日間と協議、決定いたしました。

3月定例会は新年度予算を協議する重要な定例会でもありますので、この会期等にご賛同を 賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げまして、議会運 営委員長の報告とさせていただきます。

〇議長(鈴木広美君)

ただいまの議会委員長報告のとおり、この定例会の会期は本日から3月16日までの30日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木広美君)

ご異議なしと認めます。会期は30日間に決定いたしました。

日程第3、議案の上程を行います。

諮問第1号、議案第1号から議案第15号を一括議題といたします。ご異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木広美君)

ご異議なしと認めます。

提案理由の説明を求めます。

〇市長(北村新司君)

本日、ここに令和5年3月第1回八街市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多用の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本定例会に提出させていただきました議案の説明に入ります前に、令和5年度の市政運営と 予算編成の基本的な考え方について、ご説明させていただきます。

私は、昨年11月の市長選挙におきまして、皆様のご支援をいただき、4期目の市長の任に就くこととなりました。4期目のスタートにあたり、今後の市政運営につきまして、昨年12月議会で所信を表明したところでございますので、詳細につきましては省かせていただきますが、私の市政運営の基本理念は、市民の皆様の声を拝聴し、市民の皆様と協働して街づくりを進めていくことでございます。今後の4年間におきましても、この考えの下に、引き続き市民のための街づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、市民の皆様、議員の皆様にはご理解、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

本市では、市の最上位計画である八街市総合計画2015を基に、八街市の産業の振興、人口減少対策、魅力発信、地域の活性化など、ふるさと八街の街づくりに取り組んでおります。 現在、八街市総合計画に基づき、2020年から2024年の後期基本計画(第2次八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略)に基づき、引き続き街づくりを進めてまいります。

令和5年度の市政運営を行うにあたり、重点施策として、新型コロナ感染症対策、通学路の 交通安全対策、子育て支援策、DXの推進、脱炭素化の促進、大きく5つの施策による市政 運営を行ってまいります。

本年も昨年と同様、長期化するコロナ禍に加えて、ロシアのウクライナ侵攻に端を発した物価の高騰、地域経済の低迷など、本市を取り巻く状況は依然として厳しいものでありますが、持続可能な社会の構築、魅力あふれる街づくりに向けて、八街市総合計画2015を基に、着実に各種施策を推進することによりまして、将来都市像としての「ひと・まち・みどりが輝くヒューマンフィールドやちまた」の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、令和5年度の予算編成にあたっての基本的な考え方を申し上げます。

令和5年度の予算編成については、感染症によって生じる社会変容への対応や、地球温暖化の影響と言われております気候変動による自然災害への備えを確実に進めながら、現状の行政サービスを維持・向上させ、さらなる市政発展を目指し、八街市総合計画2015に掲げた各施策を着実に推進するほか、時代に即した施策についても取り組んでいくことから、これらの財政需要に柔軟に対応していくため、予算編成の原則を遵守することを念頭に、創意工夫による歳入確保に一層努めるとともに、限られた財源の中で、歳出全般にわたる見直しや積極的な改善を全庁一丸で徹底的に行い、予算編成を進めてまいります。

また、各施策を推進するにあたっては、現時点で優先すべき課題として、令和4年度に位置付けた新型コロナウイルス感染症対策、通学路の交通安全対策、子育て支援策に新たな政策課題となっていますDXの推進、脱炭素化の促進を追加し、これらを令和5年度の重点施策といたします。こうした点を踏まえまして、令和5年度の予算は、限られた財源を有効に活用するため、施策の厳選化と重点化を徹底し、歳入に見合った規模の通年型予算として編成したところでございます。

今後とも自主財源の確保や予算の効果的な配分と執行に努め、経常収支比率など、各種財政 指標に留意しつつ、将来にわたり持続可能な財政運営を行ってまいりたいと考えております。 それでは、令和5年度の主要事業の概要につきまして、基本構想の「八つの街づくり」の分 野に沿って、説明いたします。

まず初めに、一の街「便利で快適な街」のための主な施策についてでございます。

誰もが乗りやすい地域公共交通の確立を目指し、市内の公共交通空白地帯を解消するとともに、持続可能な公共交通体系として構築することを基本方針に掲げ、高齢者のみならず、全ての市民の方にご利用いただける新たな公共交通として、デマンド型乗合タクシーの実証実験を令和5年10月より市内全域を対象区域として運行してまいります。

そのほか、児童・生徒が安全安心に通学することができるよう、市内3か所の交差点改良の 詳細設計を実施するほか、自転車の通行位置と方向を明示して、自転車の安全な通行を促す 矢羽根を設置し、自転車利用者だけでなく、自動車ドライバーに対しても、車道上の自転車 通行位置を知らせる法定外の路面表示を実施します。

そのほか、子どもたちが安全に通学できるよう、通学路等の交通量を抑制するためには幹線 道路の整備も重要でございます。

現在、県で実施しております国道409号と県道富里酒々井線の交差する住野交差点改良工事につきましては、地元区や関係地権者の皆様方のご理解、ご協力により事業が円滑に進められております。

また、令和4年1月27日付で国から事業認可されました県道神門八街線から佐倉の工業団地へのバイパス整備事業につきましては、八街都市計画道路3・4・3号八街神門線から佐倉計画道路3・4・20号岩富海隣寺線に接続し、国道51号及び佐倉インターチェンジへのアクセスの向上につながる事業であり、事業計画区域の用地測量の実施に伴う市負担分の

費用を計上しております。

今後も、市民生活や産業活動を支える道路等につきましては、交通需要や渋滞箇所を把握する中で、計画的な整備を進めてまいります。

次に、二の街「安全で安心な街」のための主な施策についてでございます。

交通事故のない安全で安心なまちづくりを進めるため、見通しの悪い交差点など、交通事故の危険性が高い箇所に曇りづらい高機能カーブミラーを設置するほか、中学生の交通安全意識の向上及び自転車による交通事故を抑制するため、スケアード・ストレイト交通安全教室の実施、さらには通学路にドライバーへの注意喚起として効果的な路面標示を実施して、児童・生徒の登下校時の安全性の向上を図ります。

また、災害対策として、現在、県による新たな土砂災害警戒区域の指定手続が進められており、本市に土砂災害警戒区域の追加が見込まれております。このため、土砂災害ハザードマップを新たに作成し、市民の皆様に平時から土砂災害に関するリスク情報を提供するとともに、土砂災害からの避難に関する情報を分かりやすく、また適切な行動を取ることができるように情報提供を行ってまいります。

次に、三の街「健康と思いやりにあふれる街」のための主な施策についてでございます。

子育て支援に係る令和5年度の主な新規事業でございますが、各保育園での使用済の紙おむつの保管について、自動密閉式のおむつボックスを導入することで、おむつを圧縮してラミネート処理するため、臭い漏れや雑菌の繁殖を防止し、感染拡大を予防します。

また、保育園の待機児童解消のため、新たに私立小規模保育事業所の新設に係る施設整備費を補助し、保育施設の充実を図ります。

そのほか、妊娠・出産した女性に出産・育児関連用品の購入費の助成や、子育て支援サービスの利用負担軽減を図ることを目的とした出産・子育て応援給付金を給付いたします。 さらに、市外への通院や出産時等に係る交通費を助成し、妊婦やその家族の経済的負担を軽減いたします。

現在、生活保護受給者の医療扶助については、自治体が発行する医療券及び調剤券を医療機関に提示することとなっておりますが、マイナンバーカードを利用したオンライン資格確認を導入し、生活保護受給者の利便性の向上を図ります。また、AIを活用したサービスを利用し、生活保護世帯のケースワーク業務の負担を軽減いたします。

次に、四の街「豊かな自然と共生する街」のための主な施策についてでございます。

近年、地球温暖化の影響と言われております異常気象による自然災害が頻発しており、地球温暖化対策は世界的な社会問題となっております。このことから、市民の皆様にもエネルギーや環境問題に関心を持っていただくため、地球温暖化対策の学習会を開催し、地球温暖化対策の啓発を図ります。

さらに、省エネルギー設備等の導入を促進するため、新たに補助対象設備に定置用リチウムイオン蓄電池システム、家庭用燃料電池システム、電気自動車、V2H充放電設備を加え、地球温暖化対策の推進を図るとともに、電力の強靱化を進めます。

そのほか、公園の照明灯のLED化を図り、環境に配慮するとともに経費の削減を図ってまいります。

本市の豊かな自然に囲まれた良好な自然環境を将来にわたって保全し、次の世代にしっかりと継承していくため、総合的な保全対策を進め、自然との共生を目指してまいります。

次に、五の街「心の豊かさを感じる街」のための主な施策についてでございます。

まず、学校教育施設の整備についてでございますが、二州小学校沖分校の浄化槽の老朽化に 伴い、新たに浄化槽を更新するほか、災害時の指定避難所となっております八街中央中学校 の屋内運動場については築50年が経過しており、長寿命化改良事業に係る設計業務に要す る費用を計上しております。

中央公民館につきましては館内の照明設備をLED化し、環境に配慮するとともに、省電力化による経費の削減を図ってまいります。

スポーツプラザ、中央公民館などの施設の利用方法は、これまで事務室窓口での申請が必要となっておりましたが、利用者する方が24時間365日いつでも予約できるように新たにシステムを導入し、市民の利便性向上及び業務の効率化を図ってまいります。

昨今の不安定な社会情勢に伴う急速な物価高騰により、経済的に負担の大きい子育て世帯を 支援するため、市内小・中学校に通う第3子以降の児童・生徒の学校給食費を無償化いたし ます。そのほか、物価高騰による食材料費の高値状態が長期化する可能性が高く、学校給食 への影響が避けられなくなっており、新たな保護者負担を増すことがないよう、安定した学 校給食を維持するため、賄い材料費の一部を補助いたします。

次に、六の街「活気に満ちあふれる街」のための主な施策についてでございます。

本市では、タヌキ、ハクビシン、アライグマなどの有害獣類による農作物の被害が確認されており、被害が拡大していくと、営農意欲の減退にもなりかねない問題となります。また、近年、本市においてもイノシシの目撃情報が寄せられており、有害鳥獣被害を防止するため、令和3年12月に八街市野生鳥獣被害防止対策協議会を設立し、有害鳥獣の被害防止対策に努めてまいりました。

令和5年度には、新たに農業者自身による有害獣被害対策といたしまして、農業者が新規に 電気柵を整備した場合に資材購入費に対して補助金を交付し、有害鳥獣からの農作物被害を なくし、農業経営者を支援してまいります。

そのほか、新規事業ではございませんが、昨年、4年ぶりの開催となりました八街落花生まつりにつきましては、味・生産量ともに日本一の八街産落花生の産地として、市内外から多くの方にご来場いただき、用意した落花生がすぐに売り切れてしまうほどの盛況でございました。また、当日は、職員が落花生をモチーフにデザインしましたイベント用のはっぴを市民の皆様に初披露させていただいております。令和5年度は、昨年の落花生まつりを検証し、反省を踏まえた上で、さらに内容の充実を図って開催するための予算を計上しております。

今後も様々な活動、機会を通じて、魅力あふれる八街市のPRに努め、コロナ禍によって長く停滞しておりました地域社会、地域経済のさらなる活性化に取り組んでまいりたいと考え

ております。

次に、七の街「市民とともにつくる街」のための主な施策についてでございます。

現在、全国的な少子高齢化の進展により核家族化や単身者世帯が増加するなど、社会構造の変化に加えて長期化する新型コロナウイルス感染症の拡大による外出自粛や外食の減少、在宅勤務やオンライン授業の増加などの要因により、人と会う機会が減り、人と人とのつながりの希薄化が進行し、地域コミュニティの維持や存続が危ぶまれており、地域による助け合いの機能が衰退してきております。

このような社会状況の中で、従来型の行政による社会サービス提供の在り方だけでは対応が難しくなってきており、持続可能な社会を築いていくため、本市では市民と行政など、八街市に関わる全ての人々が協力・連携し、住み続けたいと思える街づくりに取り組む協働の街づくりを推進してまいりました。

令和5年度につきましては、多様化する地域課題を解決していくため、市民協働推進課内に 新たに街づくりをコーディネートする専門職員を配置し、あらゆる活動主体が協働できる街 づくりに取り組むことのできる体制を整えるための予算を計上しております。

市では、今後も住み慣れた地域で自分らしく生活していける安全・安心な街づくりを実現するために、市民の皆様が積極的に街づくりに関わっていただきたいと考えており、そのための仕組みづくりを積極的に進めてまいります。

最後に、八の街「市民サービスの充実した街」のための主な施策についてでございます。

本市では、昨年の組織改編に併せまして、行政手続のオンライン化、自治体のシステムの標準化・共通化等を通じて、行政手続の効率化を図るため、システム管理課内にデジタル推進室を新たに設置し、全庁的な業務の改革作業を進めてまいりました。

令和5年度は、住民票の写しや税証明書の請求、各種健康診査の予約などをオンラインで申請し、必要な手数料等の支払いもオンライン決済することができるスマート市役所の実現を目指し、各種手続の電子申請システムの導入及び電子決済を導入することにより市民サービスの向上を図るとともに、業務の効率化を進めてまいります。あわせて、電子申請の方法など、市民に対する周知にも努めてまいります。

そのほか、全庁的なデジタルトランスフォーメーションの推進体制を構築していくにあたり、 デジタル人材の育成を図るため、職員研修の充実やシステムの導入により危惧される情報漏 えいなどに対するセキュリティー対策も併せて強化してまいります。

以上、令和5年度の主な施策につきまして、説明させていただきました。

令和5年度予算は、私の市長4期目の集大成とも言うべき街づくりに向けたスタートとなる 大変重要な予算編成だと認識しております。私は、市長として市政運営のかじ取りをする立 場となってから、市政運営にあたっての基本理念は、市民の声を拝聴し、それを市政に活か す市民のための街づくりを進めてまいりました。今回の市長選挙において、私が思い描く理 想像、安心して住める街づくりを念頭に、市民の皆様にお約束いたしました政策を実現すべ く、誠心誠意、取り組んでまいる所存でございます。 政府はこのほど、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けを5月8日から季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げることなどを決定いたしており、まさにこれから八街市が再びコロナ前の元気なまちに戻るために、私は市長として活気あふれる街づくりに全力で取り組んでまいります。ここに改めまして、市民の皆様並びに議員各位の一層のご理解とご支援を賜りますよう心からお願い申し上げまして、令和5年度の市政運営方針といたします。

それでは、本定例会に提案いたしました案件について、ご説明申し上げます。

提案いたしました案件は、諮問1件、条例の改正3件、令和4年度各会計補正予算、令和5年度各会計予算、合計16件でございます。以下、案件ごとに、ご説明申し上げます。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

これは、人権擁護委員、尾高幸子氏の任期が令和5年6月30日で満了することに伴い、後任に、八街市朝日58番地1、麻野英夫氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものでございます。

議案第1号は、八街市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の 制定についてでございます。

これは、生活に困窮する外国人へのオンラインによる医療扶助資格確認を行うにあたり、マイナンバーの独自利用ができるよう、所要の改正を行うものであります。

議案第2号は、八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。 これは、健康保険法施行令等の改正により、出産・育児一時金が引き上げられたことに伴い、 所要の改正を行うものであります。

議案第3号は、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令により課税限度額が引き上げられたことを受け、本市の国民健康保険税の課税限度額を引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

議案第4号から議案第9号までは、令和4年度八街市一般会計及び特別会計の補正予算でございます。

議案第4号は、令和4年度八街市一般会計補正予算(第10号)についてでございます。 これは、既定の予算から1億3千75万9千円を減額し、補正後の予算額を265億3千4 98万3千円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、地方交付税が1億8千110万9千円の増となる一方で、国庫支出金が2千397万9千円の減、繰入金が2億8千930万5千円の減となります。

歳出の主なものとしましては、土木費が通学路交通安全対策等に係る道路整備事業費、大池 排水区整備事業一般会計負担金の増額などにより4千402万7千円の増となる一方で、衛 生費が6千774万6千円の減、教育費が6千364万8千円の減となっております。

繰越明許費の設定は、上水道事業会計繰出事業費など、6事業を追加するものであります。

地方債の状況は、市債発行額について、3月補正では建設地方債が920万円の減額により、補正後の予算額は24億7千600万円となります。市債残高については、令和4年度末では192億1千901万3千円となる見込みであり、令和3年度末と比較すると11億9千160万1千円増加する見込みであります。

財政調整基金残高の状況は、3月補正では、財政調整基金からの繰入額を2億8千837万9千円減額することにより、令和4年度末の残高が23億3千436万4千円となる見込みであり、令和3年度末と比較すると1億5千395万1千円増加する見込みであります。

議案第5号は、令和4年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

これは、財政調整基金繰入金や保険給付費等交付金額の確定に伴う財源の調整などにより、 補正前の額から6千218万7千円を減額し、補正後の額を86億9千336万9千円とす るものであります。

議案第6号は、令和4年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございます。 これは、後期高齢者医療広域連合への納付金の増額などにより、補正前の額に3千273万 7千円を増額し、補正後の額を8億277万1千円とするものであります。

議案第7号は、令和4年度八街市介護保険特別会計補正予算についてでございます。

これは、国庫支出金などの増額により、補正前の額に1 千6 4 4 π 3 千円を増額し、補正後の額を5 1 億 9 千9 5 1 π 4 千円とするものであります。

議案第8号は、令和4年度八街市下水道事業会計補正予算についてでございます。

収益的収入では、営業外収益などの増額により945万5千円の増、収益的支出では、営業費用が減額となる一方で、営業外費用及び特別損失の増額により168万2千円の増、資本的収入では、企業債の増額などにより8千926万1千円の増、資本的支出では、建設改良費の増額により8千776万4千円の増であります。

議案第9号は、令和4年度八街市水道事業会計補正予算についてでございます。

収益的支出では、営業費用などの増額により1千305万8千円の増、資本的収入では、企業債などの減額により7千157万5千円の減、資本的支出では、建設改良費の減額により7千188万7千円の減であります。

議案第10号から議案第15号までは、令和5年度八街市一般会計及び特別会計等の当初予算でございます。

令和5年度当初予算につきましては、感染症によって生じる社会変容への対応、激甚化する自然災害への備えなども進めながら、現状の行政サービスを維持・向上させ、さらなる市政発展を目指し、八街市総合計画2015に登載した各施策を着実に推進するほか、時代に即した施策についても取り組むため、令和4年度に位置付けた新型コロナウイルス感染症対策、通学路の交通安全対策、子育て支援策に加えて、新たな政策課題となっているDXの推進、脱炭素化の促進を重点施策として編成させていただきました。この結果、一般会計につきましては238億9千万円となり、前年度当初予算と比較いたしますと0.8パーセント、2億円の増となっております。

特別会計につきましては、国民健康保険特別会計など3会計の総額は144億4千826万2千円となり、前年度当初予算と比較いたしますと2.3パーセント、3億1千892万5千円の増となっております。

企業会計につきましては、下水道事業会計及び水道事業会計の2会計の総額は27億3千404万7千円となり、前年度当初予算と比較いたしますと4.4パーセント、1億1千399万1千円の増となっております。

全会計の合計額は410億7千230万9千円となり、令和4年度当初予算と比較いたしますと1.6パーセント、6億3千291万6千円の増となっております。

以下、会計ごとにその概要を申し上げます。議案第10号は、令和5年度八街市一般会計予算についてでございます。

歳入予算から申し上げます。市税収入は75億675万円、前年度と比較し0.9パーセント、6千731万8千円の増を見込んでおります。これは市民税、固定資産税及び市たばこ税がそれぞれ増額となることを見込んだものであります。

地方交付税は48億5千600万円、前年度と比較し13.3パーセント、5億7千100万円の増を見込んでおります。これは、普通交付税及び特別交付税の増額を見込んだものであります。

国庫支出金は41億7千771万6千円、前年度と比較し0.3パーセント、1千323万1千円の増を見込んでおります。これは、ごみ焼却施設改修に係る循環型社会形成推進交付金や社会資本整備総合交付金などの減額に対し、障害者自立支援給付費負担金や跨線橋整備工事に係る道路局所管補助金などの増額を見込んだものであります。

県支出金は16億6千172万7千円、前年度と比較し1.2パーセント、1千916万7 千円の増を見込んでおります。これは、参議院議員選挙執行委託金や市道周辺の森林整備に 係る災害に強い森づくり事業補助金などの減額に対し、障害者自立支援給付費負担金や市内 小・中学校に通学する第3子以降の給食費無償化に係る学校給食費補助金などの増額を見込 んだものであります。

繰入金は8億8千198万円、前年度と比較し16.6パーセント、1億2千529万8千円の増を見込んでおります。これは、財政調整基金、やちまた応援寄附金によるまちづくり基金及び森林環境整備基金などを計上したものであります。

市債は17億8千210万円、前年度と比較し24.7パーセント、5億8千350万円の減を見込んでおります。これは、本市にとって有利となる市債を選定し計上するとともに、臨時財政対策費の発行可能額を算定したものであります。

次に、歳出予算について申し上げます。

歳出の中で構成比の高いものといたしましては、民生費の43.2パーセント、次いで衛生費の14.5パーセント、教育費の10.3パーセント、総務費の8.7パーセントとなっております。

総務費は20億7千318万7千円、前年度と比較し6.4パーセント、1億4千258万

7千円の減を見込んでおります。これは、市議会議員選挙費 5 千 5 1 9 万 1 千円、デマンド 交通運行事業費 1 千 7 3 7 万 5 千円の増などに対し、庁舎整備費 1 億 4 千 5 8 1 万 3 千円、 参議院議員選挙費 3 千 7 1 6 万 9 千円、市長選挙費 2 千 8 8 0 万 9 千円の減などを見込んだものであります。

民生費は103億4千731万4千円、前年度と比較し2.2パーセント、2億2千374万8千円の増を見込んでおります。これは、保育園施設整備事業費3千952万2千円、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業費2千754万円、児童手当支給費1千635万4千円の減などに対し、障害者自立支援給付事業費1億3千326万9千円、総合保健福祉センター管理費3千629万7千円、児童クラブ管理運営費2千176万1千円の増などを見込んだものであります。

衛生費は34億7千597万9千円、前年度と比較し8.2パーセント、3億917万4千円の減を見込んでおります。これは、クリーンセンター・処分場管理運営費9千310万4千円、八富成田斎場費3千360万2千円、出産・子育て応援事業費3千275万3千円の増などに対し、ごみ焼却施設基幹的設備改良事業費4億8千199万4千円、焼却炉維持修繕事業費1千750万円の減などを見込んだものであります。

教育費は24億6千103万6千円、前年度と比較し1.1パーセント、2千770万7千円の増を見込んでおります。これは、スポーツプラザ整備事業費1億5千369万2千円の減などに対し、小学校及び中学校管理諸費4千531万8千円、中央公民館整備事業費2千969万5千円、中学校施設改修事業費2千781万7千円、調理場維持管理費2千235万円、体育施設整備事業費1千187万1千円の増などを見込んだものであります。

債務負担行為は、小・中学校、幼稚園消火器の賃借など、22件の設定を行おうとするものであります。

議案第11号は、令和5年度八街市国民健康保険特別会計予算についてでございます。

これは、国民健康保険の被保険者数は減少しているものの、保険給付に要する経費の増などにより85億9千481万4千円、前年度と比較し1.8パーセント、1億5千119万7千円の増を見込んでおります。

また、債務負担行為として、特定保健指導業務を設定するものであります。

議案第12号は、令和5年度八街市後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

これは、千葉県後期高齢者医療広域連合への納付金等の経費といたしまして8億1千382 万5千円、前年度と比較し5.7パーセント、4千379万1千円の増を見込んでおります。 議案第13号は、令和5年度八街市介護保険特別会計予算についてでございます。

これは、介護サービスまたは介護予防サービス等に要する経費として50億3千962万3千円、前年度と比較し2.5パーセント、1億2千393万7千円の増を見込んでおります。

議案第14号は、令和5年度八街市下水道事業会計予算についてでございます。

収益的収入といたしまして8億6千172万6千円、収益的支出といたしまして7億2千163万7千円、資本的収入といたしまして1億5千125万6千円、資本的支出といたしま

して4億2千714万9千円を見込んでおります。主な事業といたしまして、公共下水道未 普及地域の解消を図るため、汚水枝線整備事業、公共汚水桝設置工事及び長寿命化の対応と してマンホール蓋交換工事等を実施いたします。

議案第15号は、令和5年度八街市水道事業会計予算についてでございます。

収益的収入といたしまして12億708万7千円、収益的支出といたしまして10億7千458万3千円、資本的収入といたしまして2億5千977万2千円、資本的支出といたしまして5億1千67万8千円を見込んでおります。

また、債務負担行為として、榎戸配水場監視制御設備更新工事、デジタル複合機(カラー複写機)賃貸借の2件を設定するものであります。

主な事業といたしまして、老朽化している配水管等を耐震性のある配水管等に更新するため、 市道三区38号線等において、上水道更新工事を実施いたします。

以上、提案いたしました議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいま すよう、お願い申し上げます。

〇議長(鈴木広美君)

以上で提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については人事案件ですので、質疑、委員会付託及び討論を省略して、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木広美君)

ご異議なしと認めます。諮問第1号は質疑、委員会付託及び討論を省略に対して、直ちに採決することに決定いたしました。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については、人権擁護委員法第6条第3項の規定に 基づき、議会の意見を求めるものです。

お諮りします。

この件については直ちに意見を決定したいと思います。諮問第1号、人権擁護委員候補者を 市長の推薦のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木広美君)

ご異議なしと認めます。諮問第1号は、市長の推薦のとおり、適任と認めることに決定いた しました。

日程第4、予算審査特別委員会の設置及び付託を議題といたします。

お諮りします。

議案第10号は、19人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置して、これに付託し、 審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木広美君)

ご異議なしと認めます。予算審査特別委員会を設置して、これに付託し、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第 1項の規定により議長から指名いたします。委員は配付してあります名簿のとおり、19名 を指名いたします。

これからしばらく休憩し、予算審査特別委員会を開き、正副委員長の互選を行いますので、 委員の皆様は議員控室にお集まりください。しばらく休憩いたします。本会議再開時刻につ きましては、事務局よりご連絡いたします。お願いいたします。

(休憩 午前10時48分)

(再開 午前11時10分)

〇議長 (鈴木広美君)

それでは再開いたします。

予算審査特別委員会正副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。

予算審査特別委員会委員長に小澤孝延議員、同副委員長に小川喜敬議員、以上のとおり決定いたしました。

議案第10号を配付の議案付託表のとおり予算審査特別委員会に付託し、開催日の通知といたします。

日程第5、発議案の上程を行います。

発議案第1号の提案理由の説明を求めます。

〇山口孝弘君

それでは、発議案第1号について、説明いたします。

八街市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。

上記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和5年2月15日提出。

八街市議会議長、鈴木広美様。

提出者、八街市議会議員、私、山口孝弘。 賛成者、八街市議会議員、加藤弘議員、同じく小高良則議員、同じく木村利晴議員、同じく角麻子議員、同じく山田雅士議員でございます。

朗読を省略させていただき、提案理由の説明をさせていただきます。

個人情報保護に関する法律が改正され、地方公共団体は全国的な共通ルールが適用されることとなりますが、議会は共通ルールの適用対象から除外されることとなるため、議会における個人情報を保護し、その扱いを定める必要があることから、新たに条例を制定するものでございます。

なお、施行期日は令和5年4月1日でございます。

以上で、発議案第1号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご賛同くださいますようにお願い申し上げます。

〇議長(鈴木広美君)

お諮りします。

ただいま議題となっております発議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員 会付託を省略し、直ちに質疑、討論、採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木広美君)

ご異議なしと認めます。

それでは、これから質疑を行います。

発議案第1号について、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木広美君)

質疑がなければ、これで発議案第1号の質疑を終了いたします。 これから討論を行います。

発議案第1号についての討論を許します。討論はありませんか。 最初に、反対討論の発言を許します。

〇丸山わき子君

ただいま議題となっております八街市議会の個人情報の保護条例案に対しまして、議会は適用対象から除外されたり、改正法の規定に沿った自律的措置を講じる必要があるため、新たな条例の制定をするというものであります。

議会は適用除外としながら、全国議長会が主導して、全国の議会を共通の条例にするものであり、改定法が地方自治権を侵害していることと同様であり、市議会の個人情報保護の保護に関する条例は認められません。

また、条例案第16条では、匿名加工情報の取扱いの義務を定めております。匿名加工情報 を取り扱うにあたって、法令に基づく場合を除き、本人を識別するために加工の方法に関す る情報を取得し、匿名加工情報をほかの情報と適合してはならないとしています。

第16条2項では、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして、議長が定める基準に伴い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないなどの規定が設けられています。

このことは、八街市議会の個人情報の保護に関する条例が議会は適用対象から除外されているとされながらも、改定法の匿名加工情報に関わっていることを示すものであります。行政機関の匿名加工情報は、市民の個人情報を収集、集積したデータを企業が活用しやすくするものであり、企業の利益を図るものであります。これまでの条例が個人の権利、利益の保護を目的としていたのに対し、今回の改定は行政の持つ個人情報を民間営利企業に開放できるようにするものです。個人情報の保護から活用へと180度変えようとするものであり、到

底受け入れられるものではありません。 以上の立場から反対いたします。

〇議長(鈴木広美君)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木広美君)

討論がなければ、これで発議案第1号の討論を終了いたします。

これから採決を行います。

発議案第1号、八街市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを採決いたします。 この発議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 多 数)

〇議長(鈴木広美君)

起立多数です。発議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第6、休会の件を議題といたします。

明日、16日から20日の5日間を、休日及び議案調査のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木広美君)

ご異議なしと認めます。16日から20日の5日間を休会することに決定いたしました。 本日の日程は全て終了しました。

本日の会議はこれで終了いたします。

2月21日は午前10時から本会議を開き、市政に対する一般質問を行います。

議員の皆様に申し上げます。2月17日の午前9時から全員協議会を開催し、新年度予算事業費説明会を行います。2月28日に議案第10号を除く議案に対する質疑を予定しておりますので、質疑のある方は2月22日午後1時までに通告書を提出するよう、お願いいたします。なお、所属する常任委員会の所管する議案については質疑を避けるよう、お願いいたします。

この後、広聴広報特別委員会を開催しますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。広聴広報特別委員会終了後、午後1時30分より八街市議会報告会実施検討協議会を開催しますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

(散会 午前11時16分)

○本日の会議に付した事件

- 1. 会議録署名議員の指名
- 2. 会期の決定
- 3. 議案の上程

諮問第1号

議案第1号から議案第15号

提案理由の説明

諮問第1号

質疑省略、委員会付託省略、討論省略、採決

4. 予算審査特別委員会の設置及び付託

議案第10号

5. 発議案の上程

発議案第1号

委員会付託省略、質疑、討論、採決

6. 休会の件

- 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第1号 八街市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に 基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条 例の制定について
- 議案第2号 八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第3号 八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第4号 令和4年度八街市一般会計補正予算について
- 議案第5号 令和4年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第6号 令和4年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第7号 令和4年度八街市介護保険特別会計補正予算について
- 議案第8号 令和4年度八街市下水道事業会計補正予算について
- 議案第9号 令和4年度八街市水道事業会計補正予算について
- 議案第10号 令和5年度八街市一般会計予算について
- 議案第11号 令和5年度八街市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第12号 令和5年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第13号 令和5年度八街市介護保険特別会計予算について
- 議案第14号 令和5年度八街市下水道事業会計予算について
- 議案第15号 令和5年度八街市水道事業会計予算について
- 発議案第1号 八街市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について